項中「中央競馬の競走（競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）」とあるのは「地方競馬の競走」と、「競馬会の規約」とあるのは「都道府県又は指定市町村の競馬の実施に関する規程」と、同条第二項中「競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と読み替えるものとする。

4～6　（略）

（地方競馬の実施の届出）

第四十九条　都道府県又は指定市町村は、競馬を開催しようとするときは、当該競馬の開催の三十日前までに、当該競馬につき、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一・二　（略）

（削る）

（削る）

2　都道府県又は指定市町村は、前項の規定による届出をした後において前項各号に掲げる事項について変更をしようとするときは、その変更の内容を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由による場合には、事後において、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出ることをもつて足りる。

（地方競馬の終了の届出）

第五十一条　都道府県又は指定市町村は、競馬を開催したときは、当該競馬の終了後三十日以内に、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

項中「中央競馬の競走（競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）」とあるのは「地方競馬の競走」と、「競馬会の規約」とあるのは「都道府県又は指定市町村の競馬の実施に関する規程」と、同条第二項中「競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と読み替えるものとする。

4～6　（略）

（地方競馬の実施の届出）

第四十九条　都道府県又は指定市町村は、競馬を開催しようとするときは、当該競馬の開催の三十日前までに、当該競馬につき、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一・二　（略）

三　各開催日における各競走の番号、種類及び距離

四　開催執務委員の職及び氏名

2　都道府県又は指定市町村は、法第二十二条において準用する法第六条第四項の認可を受けて海外競馬の競走について勝馬投票券を発売しようとするときは、当該勝馬投票券の発売の三十日前までに、当該競走についての勝馬投票の実施に係る海外競走勝馬投票執務委員の職及び氏名を農林水産大臣に届け出なければならない。

3　都道府県又は指定市町村は、前二項の規定による届出をした後において第一項各号に掲げる事項又は前項に規定する事項について変更をしようとするときは、その変更の内容を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由による場合には、事後において、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出ることをもつて足りる。

（地方競馬の終了の届出）

第五十一条　都道府県又は指定市町村は、競馬を開催したときは、当該競馬の終了後三十日以内に、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一　（略）

（削る）

二～五　（略）

2　都道府県又は指定市町村は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売したときは、四半期ごとに、当該四半期の末日から三十日以内に、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一　（略）

二　前項第三号から第五号までに掲げる事項

（日本中央競馬会法施行規則の一部改正）

第二条　日本中央競馬会法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（競馬の振興を図るための業務） **第二条の四**　法第十九条第三項の農林水産省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。 一～八　（略） 九　競馬の健全な発展を図るために行うギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）第七条に規定するギャンブル等依存症の予防等の実施に必要な業務 十・十一　（略） （中央競馬の実施の届出） **第十三条**　競馬会は、競馬を開催しようとするときは、当該競馬の開催の二十日前までに、当該競馬につき、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。 一・二　（略） （削る） （削る）	（競馬の振興を図るための業務） **第二条の四**　法第十九条第三項の農林水産省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。 一～八　（略） （新設） 九・十　（略） （中央競馬の実施の届出） **第十三条**　競馬会は、競馬を開催しようとするときは、当該競馬の開催の二十日前までに、当該競馬につき、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。 一・二　（略） 三　各開催日における各競走の番号、種類及び距離 四　開催執務委員の氏名